

熊本県公報

第 1 0 8 4 5 号
平成 14 年 6 月 7 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
家畜人工授精に関する講習会の開催並びに同修業試験の実施	(畜産課) 1
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 4
〃	(〃) 4
平成 14 年 6 月定例県議会の招集	(財政課) 4
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 4
〃	(〃) 4
〃	(〃) 5
公 告	
土地改良事業施行の同意	(農村計画課) 5
平成 14 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に伴う適性検査及び講習の実施	(自然保護課) 5
特定非営利活動法人定款変更の認証の申請	(県民生活総室) 7
特定非営利活動法人設立の認証の申請	(〃) 7
〃	(〃) 7
〃	(〃) 8
地方公共団体の特品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条の規定による落札者等の決定	(情報企画課) 8
〃	(〃) 8
登 載 依 頼	
平成 14 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施	((財)不動産適正取引推進機構) 9
土地収用法に基づく公示送達	(収用委員会) 10
熊本県警察本部庁舎廃棄物運搬処理業務に係る一般競争入札の実施	(警察本部) 11
指導力強化に関する検討委員会の会議の開催	(指導力強化に関する検討委員会) 15

告 示

熊本県告示第 471 号

熊本県家畜改良増殖法施行細則(昭和 26 年熊本県規則第 17 号)第 4 条第 1 項の規定により、家畜人工授精に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習会の目的
家畜の改良増殖を促進し、畜産振興を図るため、家畜人工授精に関する知識及び技術を有する技術者を養成する。
- 2 講習会の対象家畜及び内容
牛家畜人工授精
- 3 講習会の対象者及び人数
熊本県立農業大学の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者
30 人程度
- 4 講習内容

学 科	科 目	時 間
一般科目	畜産概論	4
	家畜の栄養	3
	家畜の飼養管理	3
	家畜の育種	7
	関係法規	3
専門科目	生殖器解剖	5
	繁殖生理	13
	精子生理	7
	種付けの理論	4
	人工授精	17

	計	習目	時 間
実科			66
家畜の飼養管理			4
家畜の審査			7
生殖器解剖			4
発情鑑定			6
精液精子検査法			8
人工授精			45
	計		74

5 講習会の開催期間及び場所

1 期間

平成 14 年 7 月 23 日から 8 月 22 日まで
(8 月 13 日から 15 日並びに土曜日及び日曜日を除く 20 日間)

2 場所

熊本県立農業大学校 菊池郡合志町栄 3805

6 受講申込方法

受講希望者は、受講申込書(別記様式)に履歴書を添え、所在地を所管する地域振興局長又は熊本農政事務所長を経由して知事に提出する。ただし、熊本県立農業大学校の生徒にあっては同校長を経由して知事に提出する。

7 受講手数料

手数料の額は、1 人につき 3 万 2 千円とし、受講を決定した後に徴収する。

8 修業試験

平成 14 年 8 月 22 日

9 その他

1 受講決定者には別途通知する。

2 講習会テキストは、「家畜人工授精講習会テキスト」(社団法人日本家畜人工授精師協会発行)を使用する。

別記様式

受 講 申 込 書

平成 年 月 日

熊本県知事 潮谷 義子 様

住 所

氏 名

印

熊本県主催による家畜人工授精に関する講習会において講習を受けたいので、履歴書を添えて申し込みます。

熊本県告示第 472 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
西合志町デイサービスセンター 菊池郡西合志町須屋 2251-1	社会福祉法人 西合志町 社会福祉協議会	平成 14 年 5 月 7 日

熊本県告示第 473 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
西合志町訪問入浴ステーション 菊池郡西合志町大字須屋 2251 番地 1	社会福祉法人 西合志町 社会福祉協議会	平成 14 年 5 月 7 日

熊本県告示第 474 号

平成 14 年 6 月 18 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 475 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーショントラスティーホームげんき 上益城郡益城町大字惣領 1491 番地 8	医療法人 永田会	平成 14 年 5 月 29 日

【居宅療養管理指導】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
吉井歯科医院 熊本市城東町 5 番 59 号	吉井洋一	平成 14 年 5 月 29 日

熊本県告示第 476 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホームふくじゅそう 荒尾市四ツ山町三丁目 5 番 3 号	医療法人 藤杏会	平成 14 年 5 月 1 日

熊本県告示第 477 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン 熊本駅前ケアセンター 熊本市二本木三丁目 7-35	株式会社コムスン	平成 14 年 5 月 28 日

公 告

熊本県公告第 463 号

小国町長宮崎暢俊から平成 13 年 12 月 20 日付けで協議の星原地区土地改良事業（農業用道路）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 5 月 29 日付けで同意した。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 464 号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 7 条及び第 7 条ノ 4 の規定に基づき、平成 14 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新を受けようとする者の狩猟に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は更新しようとするもの。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。

- (1) 鳥獣保護及狩猟二関スル法律又は同法の規定による禁止若しくは制限に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがないようになってから後 3 年を経過していない者
- (2) 狩猟免許を取り消され、その取消し後 3 年を経過していない者
- (3) 20 歳未満の者
- (4) 精神病患者、知的障害者又はてんかん病患者
- (5) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

2 試験等の内容

(1) 狩猟免許試験内容

狩猟に関する知識試験

狩猟に関する適性試験

狩猟に関する技能試験

試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験に合格した者のみ適性試験、技能試験を実施する。

(2) 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査及び講習

ア 狩猟に関する適性検査内容

視力検査

聴力検査

運動能力検査

イ 狩猟に関する講習内容

狩猟に関する法令について

狩猟鳥獣の判別について

猟具の取扱いについて

講習時間は 3 時間とする。

3 試験等の日程及び場所

(1) 狩猟免許試験は、別表 1 のとおり

(2) 狩猟免許を更新しようとする者の適性検査及び講習は、別表 2 のとおり

4 申請手続

(1) 申請書の請求先

申請書類の請求先は、熊本県環境生活部自然保護課及び各熊本県地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課並びに社団法人熊本県猟友会とする。

(2) 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する各熊本県地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課又は熊本県環境生活部自然保護課とする。

第 2 回目の狩猟免許試験及び平成 14 年 9 月 6 日実施の狩猟免許更新のための適性検査及び講習については、熊本県環境生活部自然保護課とする。

(3) 申請書の受付期限
各試験並びに適性検査及び講習の実施日 7 日前までとし、その後は一切受け付けない。

(4) 提出書類等

ア 狩猟免許試験
 狩猟免許申請書 1 部
 写真（申請前 6 か月以内の撮影で、無帽、正面、上三部身、無背景の縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートル） 1 部
 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第 6 条第 2 号又は第 3 号（精神病者、知的障害者、てんかん病者及び麻薬、大麻、あへん、覚せい剤の中毒者）に該当しない旨の医師の診断書 1 部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証を提示することにより、これに代えることができるものとする。）
 郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1 部

イ 狩猟免許更新
 狩猟免許更新申請書 1 部
 以下狩猟免許試験の提出書類に準じる。

(5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許更新申請手数料
 熊本県手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の規定に基づく手数料として次の各号に掲げる金額を熊本県収入証紙をもって申請書にちょう付すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,300 円。ただし、既に甲、乙、丙種のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、4,000 円。
 イ 狩猟免許更新申請手数料 2,900 円

5 試験等当日の携行品

- (1) 受験票
- (2) 筆記用具

6 その他

- (1) 天災その他特別の事由により実施日時及び場所等を変更することがある。
- (2) 不明の点は、熊本県環境生活部自然保護課又は各熊本県地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課に問い合わせること。

別表 1 狩猟免許試験実施日程及び会場

(1) 知識試験

区 分	日 程	場 所
第 1 回目	平成 14 年 7 月 2 日（火）	各熊本県総合庁舎 会議室 （熊本市内においては熊本県庁 会議室）
第 2 回目	平成 14 年 8 月 16 日（金）	熊本県鳥獣保護センター 研修室

(2) 適性試験及び技能試験

区 分	日 程	場 所
第 1 回目	平成 14 年 7 月 24 日（水）	熊本県球磨総合庁舎 大会議室
	平成 14 年 7 月 25 日（木）	熊本県鳥獣保護センター 研修室
第 2 回目	平成 14 年 9 月 4 日（水）	熊本県鳥獣保護センター 研修室

別表 2 狩猟免許更新に関する適性検査並びに講習の実施日程及び会場

日 程	場 所
平成 14 年 7 月 10 日（水）	熊本県上益城総合庁舎 大会議室
平成 14 年 7 月 11 日（木）	熊本県芦北総合庁舎 大会議室
平成 14 年 7 月 18 日（木）	熊本県庁 行政棟本館 4 階第 1 共用会議室
平成 14 年 7 月 18 日（木）	熊本県八代総合庁舎 大会議室
平成 14 年 7 月 19 日（金）	熊本県庁 行政棟本館 4 階第 1 共用会議室
平成 14 年 7 月 19 日（金）	熊本県八代総合庁舎 大会議室
平成 14 年 7 月 23 日（火）	熊本県菊池総合庁舎 大会議室
平成 14 年 7 月 24 日（水）	熊本県宇城総合庁舎 大会議室
平成 14 年 8 月 2 日（金）	熊本県阿蘇総合庁舎 大会議室
平成 14 年 8 月 7 日（水）	熊本県天草総合庁舎 大会議室
平成 14 年 8 月 8 日（木）	熊本県天草総合庁舎 大会議室
〃	熊本県鹿本総合庁舎 中会議室

平成 14 年 8 月 21 日 (水)

"

平成 14 年 9 月 6 日 (金)

熊本県球磨総合庁舎 大会議室

熊本県玉名総合庁舎 大会議室

熊本県鳥獣保護センター 研修室

熊本県公告第 465 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 5 月 13 日
- 2 名称
特定非営利活動法人正心会
- 3 代表者の氏名
川本 盛二郎
- 4 主たる事務所の所在地
宇土郡不知火町大字松合 751 番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢化や過疎化が進む宇城地区内の住民に対して、要介護者には食事の提供や清掃の代行サービスを行ったり、独り暮らしの高齢者宅を訪れて話し相手になったりして寂しさからくる不安の解消を図ったり、人出不足の農漁業者宅の繁忙期の子供を預かってたり、乳児・幼児をもつ主婦らの子供を一時預かりなどして、高齢者や子供がいる女性等もそれぞれの経験を活かして活躍できるような事業を行って、老若男女が社会活動に参加し易いような環境づくりをするとともに、人出が不足している事業所と、就業先がない人とのお互いの利益を増進するような事業、将来の福祉の担い手である地域の若者も安心して地元に残ることができるようなまちづくり事業をも行って、地域福祉に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 466 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 5 月 13 日
- 2 名称
特定非営利活動法人くまもと文化サポート
- 3 代表者の氏名
上田 卓
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市花立六丁目 8 番 52 号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、熊本で文化、芸術活動を行う団体及び個人の活動の支援を行い、熊本の文化、芸術の振興に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 467 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 5 月 13 日
- 2 名称
特定非営利活動法人日本クリーンクラブ
- 3 代表者の氏名
坂本 勝彦
- 4 主たる事務所の所在地
宇土市住吉町 2638 番地 1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般県民に対して「クリーンな環境と子育て」をテーマとし、川・山・海のごみ処理や植林、トイレ類一式の設置など自然の保全育成を通じて、まちづくりの推進活動や、子供達の健全育成を図る活動を行うことで、クリーンな環境と生活マナー

向上を提唱継承し、人々を取り巻く環境保全に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 468 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 5 月 13 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ラブリーズドッグセンター
- 3 代表者の氏名
市丸 正明
- 4 主たる事務所の所在地
玉名市築地 1396 番地 44
- 5 定款に記載された目的
この法人は、災害救援活動や社会福祉等を通じ、日頃犬を必要とする人々に対して、救助犬や警察犬等の育成、訓練に関する事業や福祉活動を行い、地域の安心と福祉活動の発展に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 469 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物品等の名称及び数量
FUJITSU GS8500/10R 電子計算機組織及びプログラム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部情報企画課 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 14 年 3 月 28 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 契約に係る金額
316,469,160 円（うち消費税及び地方消費税の額 15,069,960 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第 10 条第 1 項第 2 号による。

熊本県公告第 470 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 特定役務の名称及び数量
電算処理業務委託 46 業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部情報企画課 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 14 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 熊本計算センター 熊本市水前寺一丁目 7 番 26 号
- 5 契約に係る金額
86,940,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 4,140,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第 10 条第 1 項第 2 号による。